

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		地域活動支援センターの利用の許可（変更許可を含む）
根拠法令等及び条項		栃木市藤岡地域活動支援センター条例第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 令和 7年 4月 1日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市藤岡地域活動支援センター条例第6条、第8条及び第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年4月1日設定 令和 7年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡地域活動支援センター条例抜粋</p> <p>（利用者の範囲）</p> <p>第6条 センターを利用することができる者は、市内に居住し、身体障がい、知的障がい又は精神障がい認められる者で通所が可能なものとする。</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、適当と認める者にセンターを利用させることができる。</p> <p>（利用許可）</p> <p>第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（利用の制限）</p> <p>第9条 市長は、センターを利用しようとする者又は現に利用している者の利用を不適当と認める場合、センターの利用を制限し、若しくは中止し、又はセンターからの退所を命じることができる。</p>	